平成26年３月１日発行

社協だより

第84号

■天王センター
TEL (018) 878−6538
FAX (018) 878−7127

■昭和センター
TEL (018) 877−5017
FAX (018) 877−4108

■飯田川センター
TEL (018) 877−2627
FAX (018) 854−8251
有線 3028

“昔の遊び”って楽しいね！

～心温まる異世代交流～

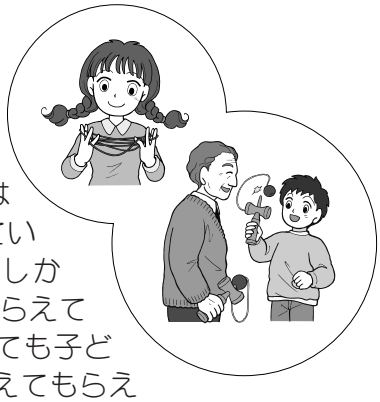

１月29日、潟上市立大豊小学校で、地域の方々を講師に招いて、『昔遊び交流会』が行われました。

当日は食堂を会場に、けん玉、紙ヒコーキ、おはじき、あや取り、お手玉…等々、１年生を対象に指導。講師の方々は、“昔とった何とやら”で、巧みに毛糸やお手玉を操り、その手さばきに、子どもたちも目をパチクリ。当初、戸惑っていた子どもたちも徐々に上達しました。

会場は、終始子どもたちの歓声に包まれ、参加した児童からは「紙ヒコーキを折るのは難しかった」「最初はうまくできなかったけど、コマを回せるようになって、うれしい」など、楽しかった感想を述べていました。また、指導された地域のみなさんは「どんどんうまくなっていくので、教えるのが楽しかった」「興味を持ってもらえて良かった。大人になっても子どもたちに昔の遊びを伝えてもらえればいいネ」と語っていました。そして「昔に帰ったようでおもしろかった。子どもたちから、元気をもらいました」など、楽しいひとときに笑顔がはじけていました。

△各コーナーに分かれて“昔の遊び”に笑顔がいっぱい

◁あやとりは楽しいネ！

発行：社会福祉法人 潟上市社会福祉協議会
秋田県潟上市飯田川和田妹川字千刈８番地２
〒018−1503 TEL (018)877−2677
FAX (018)854−8251

ご存じですか！

社会福祉協議会の介護保険事業（ケアプラン・訪問介護・訪問入浴）サービス

高齢や病気などで身体が不自由になり、日常生活がうまくできない方で、家族だけでの介護が困難となった場合、まず、社協に相談して下さい。
社協では、ケアマネジャーが手続きについて教えてくれる他、代わりに手続きをします。
まず初めに、介護認定の申請手続きをしましょう。

介護サービスを受けられるのは、介護が必要と認定された方です

◆認定を受けるためには？

(1)最初に、潟上市役所（高齢福祉課）に申請します。
社協でも、申請代行をいたします。

(2)心身の状態を調査
調査員が自宅を訪問し、本人や家族から聞き取り調査をします。

(3)審査（主治医の意見書）
調査結果と、かかりつけの医師の意見をもとに介護認定審査会が審査します。

(4)潟上市で認定
審査の決定を受けて、市の認定となります。

◆認定は、要支援1～2、要介護1～5に分けられます。

○要支援1
基本的な日常生活は、ほぼ自分で行うことができるが、要介護状態にならないように何らかの支援が必要。

○要支援2
要支援1の状態より基本的日常生活を行う能力が低下し、なんらかの支援が必要。

※要支援については、地域包括支援センターで「ケアプラン」を作成します。

◎要介護1
・基本的な日常や身の回りの世話などに一部介助が必要。

◎要介護2
・食事や排泄、入浴、洗顔、衣服の着脱などに一部介助が必要。

◎要介護3
・食事や排泄、入浴、洗顔、衣服の着脱などに多くの介助が必要。

◎要介護4
・食事や排泄、入浴、洗顔、衣服の着脱などに全面的な介助が必要。

◎要介護5
・日常生活や身の回りの世話全般にわたって全面的な介助が必要。

※要介護1～5については、在宅サービスか、施設サービスかを選びます。
『社会福祉協議会や介護福祉施設等でケアプランを作成します』

要支援1～要介護5の方が利用できる在宅サービス

社会福祉協議会の次の在宅サービスを利用出来ます。

◆社会福祉協議会のケアマネジャーが、ケアプランを作成します。

●ケアプランの作成依頼・契約
ケアプラン作成事業者（社協）を選び、プランの作成を依頼。担当ケアマネジャーが決まります。

●潟上市へ提出
ケアプランの作成を社協に依頼したことを「潟上市高齢福祉課」に届けます。

●ケアプランの作成
①社協のケアマネジャーが、本人や家族の要望、心身の状態等を把握し、原案を作ります。
②原案をもとにケアマネジャー、本人、家族とサービス提供事業者（社協も提供事業者）が検討し、ケアプランを作成します。

●サービス提供事業者（社協では訪問介護・訪問入浴等）と契約し、在宅サービスを利用

社協で行っている在宅サービス

◆訪問介護（ホームヘルプサービス）
ホームヘルパーが自宅を訪問して、食事・排泄・入浴の世話などの身体介護や、掃除・洗濯・調理などの日常援助を行います。社協では、サービス提供責任者が訪問計画を作成し、ヘルパーが利用者のお宅に伺い、サービスを行います。

◆訪問入浴
浴槽を積載した入浴車が利用者のお宅に伺い、部屋の中に浴槽を設置し、看護師が本人の体調をチェックしたうえで、介護員が入浴サービスを行います。

その他、社協で利用できる介護サービス

◆障害者自立支援事業
障害を持つ人の自立を支援するため、障がい者からの相談支援と訪問介護。

◆予防介護ケアプラン
要支援と認定された方のケアプランを作成するもので、潟上市の依頼を受けて、社協でも行います。

◆生活管理指導員派遣事業
介護認定で非該当認定された方で、基本的生活習慣が欠如していたり、対人関係がうまくできていない方に対して、日常生活への指導・支援を行う指導員を派遣します。

◆福祉移送サービス
要支援及び要介護者とし（会員登録）、院内介助を必要とする社協の訪問介護サービスを利用する方。

◆予防介護・訪問介護サービス
要支援と認定された方で、自力で家事などをすることが困難な方への訪問介護。

お問い合わせは
〇一八（八五四）八二二二

安全パトロールで安心・安全を確認

▽56世帯を訪問△

安全パトロールは、一人暮らし高齢者等の世帯を対象に、防火・防犯や安心できる暮らしの推進を目的に実施しています。

今回は、秋田建築労働組合、電気工事協同組合のみなさんの協力を得て、一月二十一日昭和地区、二十二日飯田川地区、二十三日には天王地区の地域で実施しました。訪問先では、「困っていることや心配ごとがないか」などの聞き取りを行い、安全で安心な生活を営んでいるかを確認しました。電気・建築の方々からは、専門的な視点で電気の配線・電気器具・住宅の危険な箇所はないか、などを点検していただきました。

訪問先の方々は「ガスストーブの換気はこまめにしたい」「ストーブの近くには燃えやすい物を置かないようにしたい」また「屋根からの落ちた雪や、除雪車の通過したあとの除雪は大変です」「夕方、訪問販売の人がきて怖かった」など、いろいろな生活課題を話していただきました。

▷戸の締まりにご注意を

△コンロの回りには燃える物を置かないようにしましょう

△電気の配線（たこ足）には特に注意

社協では、今後とも身の回りの課題に注意をはらい、地域の方々の協力を得て、見守っていきたいと考えております。

災害ボランティアセンター

緊急時を想定して設置運営訓練！

二月十三日、秋田県社会福祉協議会主催、潟上市社会福祉協議会共催で、昭和公民館を会場に「災害ボランティアセンター設置運営訓練」が行われました。講師には『にいがた災害ボランティアネットワーク』事務局長の李（りじんてつ）仁鉄氏を招いて行われました。

災害ボランティアセンターは、大規模な災害の際、全国からボランティアが訪れ、災害支援に従事する方々を受け入れる窓口として設置されるもので、被災者からの要望を聞きながら、全国から集まるボランティアの方々に具体的な活動を紹介し、被災現場まで送り出すひとつのツールです。

災害は忘れたころにやってきます。万が一に備え、センターを円滑に立ち上げるために平時からの繰り返し訓練を行うことが大切です。

この度の研修は、センターの立ち上げから運営までを演習を通して学び、センターの設置運営にかかる知識や技術の習得と、参加者の連携強化を目的として開催されました。講師の先生からは「初動の対応が重要である。マニュアルはあくまでもスタートラインであって、時に応じて柔軟な対応が必要」とアドバイス。参加者の大半は初めての訓練で、戸惑いながらも熱心に意見を交わし、協力し合って、無事訓練を終了しました。

教育支援資金貸付制度

秋田県社会福祉協議会では、平成二十六年度、教育支援金の貸付制度を設けています。

収入の少ない世帯のお子さんが進学される場合、修学中の経費や入学するための準備費用として貸付ける公的資金制度です。

対象となる方は、高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学及びこれに準ずる学校に進学が決まった方です。返済は卒業後、六か月据え置きで、無利子です。

教育支援資金申込みにあたっての留意事項

教育支援資金は、他制度優先の貸付金です。次のような制度が利用できない場合に、申込みできますのでご留意下さい。

・金融機関の教育ローン　・日本学生支援機構
・秋田県育英会　・母子寡婦福祉資金
・その他の奨学金

詳しくは、潟上市社会福祉協議会各センターまでお問い合わせ下さい。

◆教育支援費

区　分	貸付限度額	備　考
高等学校	月 35,000円	授業料、修学中の経費
高等専門学校	月 60,000円	
短期大学	月 60,000円	
大学	月 65,000円	

◆就学支度費

区　分	貸付限度額	備　考
学校に入学するための支度費	50万円以内	入学金、制服やカバン等の購入費用

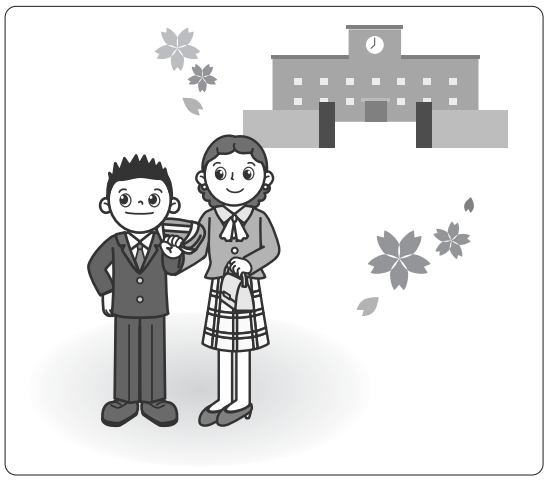

天王センター　878−6538
昭和センター　877−5017
飯田川センター　877−2627

行事予定

（3月1日～4月30日まで）

3月下旬　理事会・評議員会

心配ごと相談所

受付時間 10:00～15:00

月　天王センター　TEL 878−6538
水　昭和センター　TEL 877−5017
金　飯田川センター　TEL 877−2627

どこでも相談を受け付けています

善意　ありがとうございます

2月14日までの受付

【香典返し】
天王（本町）児玉耿子様
昭和（古川）菅原章様
飯田川（柳田）児玉祥子様
〃（神明上）門間俊子様

【一般寄付】
天王　潟上市グラウンドゴルフ協会　天王支部　月例大会実行委員会　様
〃（追分）上杉忠雄・宮前康明　様

みなさまの善意は福祉のために大事に使わせていただきます。

編集後記

東日本大震災から早いもので三年を数えます。なかなか電気が復旧せず寒い思いをしたこと、やっと映ったテレビでみた衝撃的な映像、被災地で活躍するボランティアの姿などが、つい先日のことのように思い出されます。

災害ボランティアセンターは、被災地でのボランティア活動を円滑に進めるための拠点です。被災された方の要望を受けてボランティア活動を作成し、全国からやってくるボランティアの方々を要請された地区や世帯に派遣します。設置訓練に参加し、ただボランティアを受け入れるだけではなく、被災地に寄り添った支援をするにはどうしたらいいのかを、改めて考えさせられました。

皆さんもいま一度、家族や近所の方と防災について話し合ってみてはいかがでしょうか。（西村）